

【資料4】

災害廃棄物処理計画（案）
【概要版】

豊山町

1 計画の趣旨

本計画は、平成 26 年 3 月に制定した国の災害廃棄物対策指針と、平成 28 年 10 月に制定した愛知県災害廃棄物処理計画を踏まえ、豊山町地域防災計画と整合を図るとともに、県計画で想定された災害被害をもとに、平常時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための応急対策、復旧、復興対策等を取りまとめたものとなります。

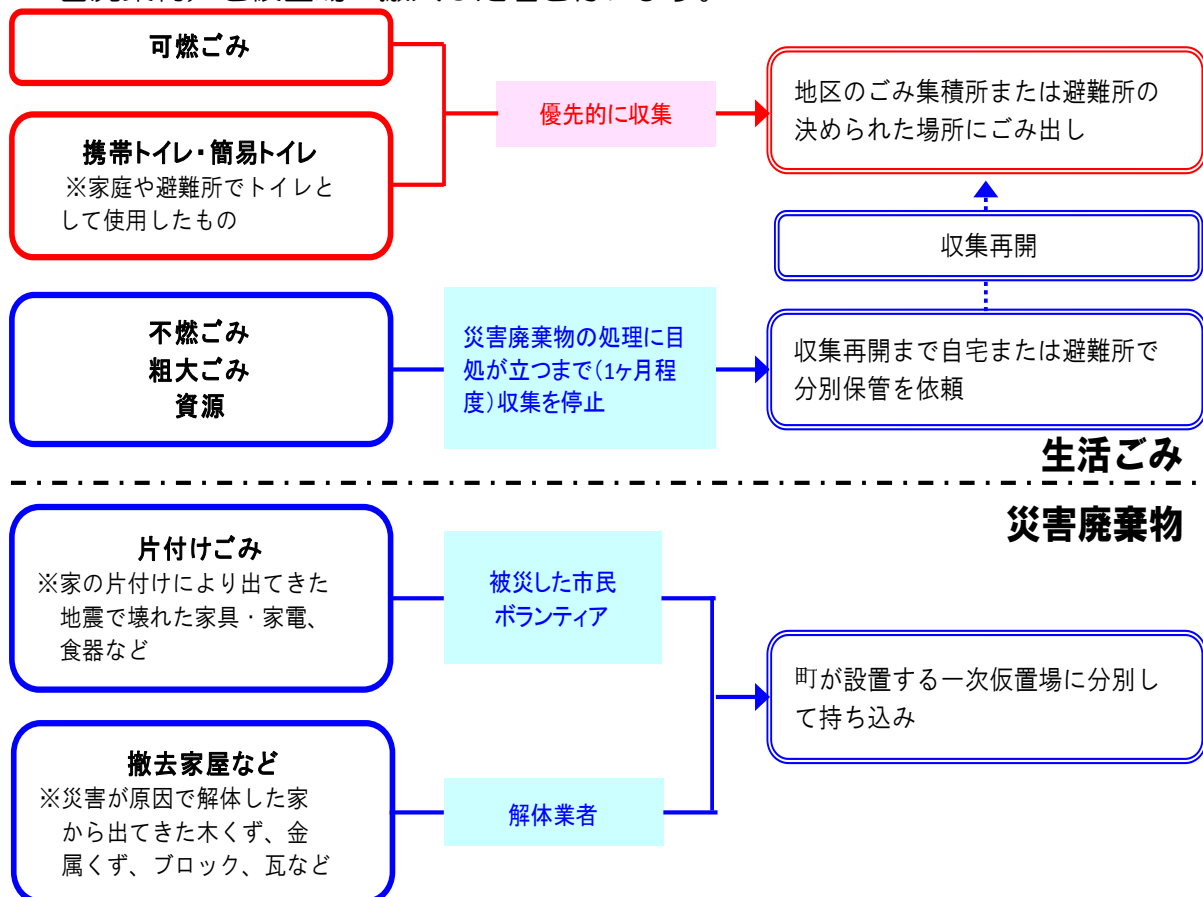
2 対象とする災害

地震、風水害その他の災害とします。なお、放射性廃棄物の処理は対象としません。

- ①地震災害 南海トラフ地震…震度 5 強～6 弱
- ②風水害 東海豪雨

3 災害時のごみ出しにおける基本的な考え方

災害時は一度に多量の廃棄物が発生するため、生ごみなど腐りやすいごみや携帯トイレのし尿などを優先的に処理し、次に自宅で生活を行うために出る片付けごみを仮置場に受け入れたのち、災害が原因で解体することになった家屋等（災害廃棄物）を仮置場へ搬入し処理を行います。



4 被災者の生活に伴う廃棄物の処理

①避難所ごみ・生活ごみの処理

発災後速やかに対応すべき廃棄物は、被災者の生活に伴う「避難所ごみ」と「し尿」です。

避難所や家庭の衛生的な環境を確保するため、生ごみなど腐りやすいごみを優先して3~4日後には収集を開始し、既存の処理施設に搬入します。

優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整が必要。
	使用済み簡易トイレ（し尿）	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する必要がある。
	腐敗性廃棄物（生ごみ）	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	不燃ごみ、資源	不燃ごみ、資源については、保管が可能ならばできるだけ家庭や避難所で保管する。

②し尿の処理

避難所や断水によってトイレが使用できなくなった被災者のために、マンホールトイレや仮設トイレなどを設置します。

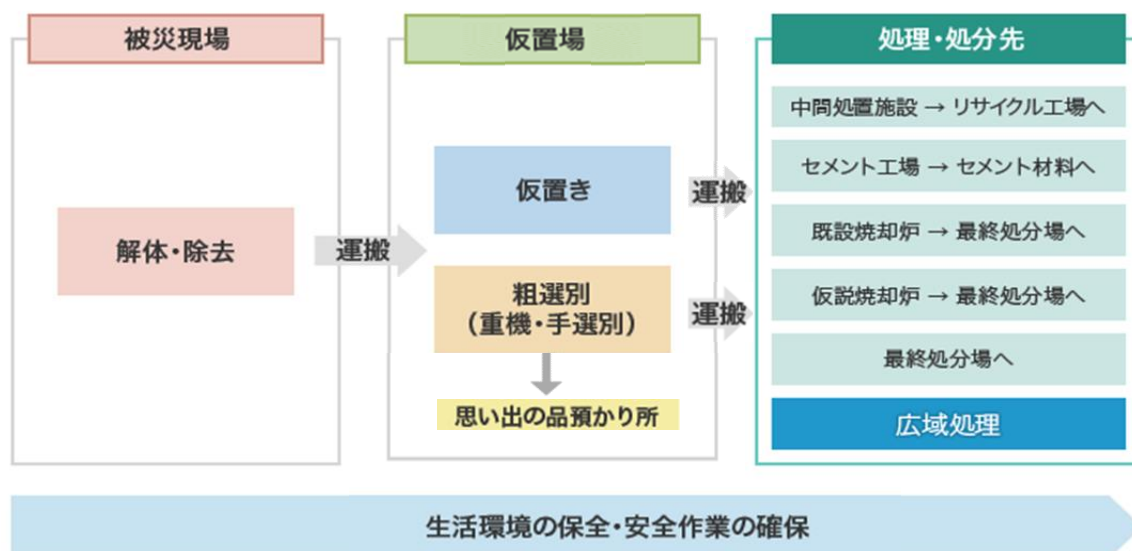
設置するトイレの数

時期	災害発生初動期 (発災~3日)	応急対応期 (3日~1ヵ月)	復旧期 (1ヵ月以降)
トイレの数	避難者75人に1基	避難者50人に1基	避難者20人に1基

5 災害廃棄物の処理

短期間で大量に発生する災害廃棄物は、処理施設において一度に処理をすることが出来ません。このため、大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための「仮置場」を設置します。

災害廃棄物の処理は、被災現場で分別してから仮置場に搬入を行うことで、処理の時間や費用を大きく短縮することができます。



災害廃棄物処理フロー（環境省）

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h23_shinsai/flow/を加工して作成

6 貴重品・思い出の品の取り扱い

- 所有者等が不明な貴重品（現金、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察へ拾得物として届けます。
- 所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡します。
- 思い出の品は、災害ボランティアセンターと協力して洗浄・分類・管理を行います。

7 環境への配慮

- 災害時であっても野焼きの禁止を呼びかけます。
- 建物の解体撤去は、アスベスト対策を実施して行います。
- 仮置場は災害廃棄物の保管による土壌汚染の影響を把握するため、設置前後に土壌調査を実施します。

8 災害廃棄物の分別区分

災害時に発生するごみは「被災者の生活に伴って発生するごみ（生活ごみ・避難所ごみ・し尿）」と「災害によって発生するごみ（片づけごみ・撤去家屋等）」に分けられます。

廃棄物	特徴	
生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみ	
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装やダンボール、衣類が多い。	
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水	
災害廃棄物 (片づけごみ・撤去家屋等)	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から出る畳・布団で、被害を受けて使用できなくなったもの
	不燃物・ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	コンクリート がら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	家電 4品目	被災家屋から排出される家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、飼肥料工場等から排出される原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	塗料、ペンキ、バッテリー、蛍光灯、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物 太陽光パネルや燃料、ガスボンベ、消火器などの危険物
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（処理するには所有者の意思確認が必要になる）
	適正処理が 困難な廃棄物	タイヤ、スプリングマットレスなどの本町の施設では処理が困難なもの